

労働安全衛生ということ（本音編）

労働安全衛生法を守ることは手段であって目的ではありません。本当の目的は

- 1．職場における労働者の安全と健康を確保すること
- 2．快適な作業環境の形成を促進すること

です。では、どうやって目的を達成しましょう？。

職場での事故や健康被害を防止し、快適な職場・作業空間を確保するために必要なのは、当事者の「センス」と「行動」です。センスや行動力は一朝一夕に獲得できるものではありません。ごみが落ちていても気がつかない人もいます。気がついていても拾わない人もいます。



職場の全員が健全な安全のセンスと常識を持ち、問題を解決できる人ならば、事故は起こりません。ですから、法律も要りません。しかし、実際にはそのようなセンスに欠ける人はどこにでも必ずいます。職場での事故を起こさないように、そのような「センスや行動力の欠乏した人も、事業者はちゃんとフォローしなさい」と要求し「安全を確保するための規準はこうですよ」と示すのが労働安全衛生法の主旨です。ですから、健全な常識を持つ人は、自分のセンスに従い安全を心がければ、法律を必要以上に意識する必要はありません。

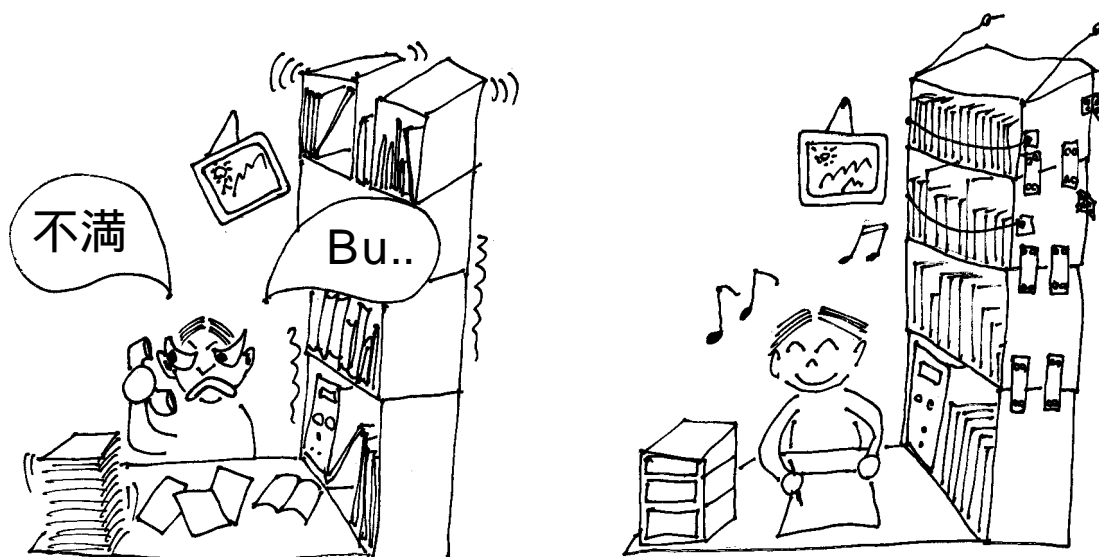
さらに、この法律は企業の労働環境を意識しており、大学のように社会人として未完成の学生を抱える職場を想定していません。教官は「事業者」ではありませんが、常識的に判断して「使用者」です。教授先生は「部長」級以上でし、助教授は「課長」、技官は「主任」級とみなされます。大学において指導している学生が怪我をしたり病気になったら、管理責任や管理能力を問われます。



現状で問題があるのかないのか、真の常識人であればあるほど、自分の常識を疑うものです。その時は、遠慮なく「啓蒙企画担当」にお申し付け下さい。微力ではありますが、あなたの職場の安全・衛生の推進をお手伝いいたします。

安全衛生には、ハードの充実とソフトの充実が必須です。ソフトの充実は、現場のことがわかる現場のメンバーの責任で行なうべき事柄です。どうしようもない場合は上から「規則」として押し付けられることもあります。それは指導のプロである教官としては避けたいところです。そして、そのように押し付けられた規則の多くは現場を理解していないため、現実に即しておらず、守られない役立たずのものになります。

一方、ハードの充実も現場と事業者の責任です。お金をかければ、ある程度はどんな問題も解決できますが、予算は限られています。しかも、設備利用者のソフト面での充実がなければ、どんなに高価な安全装置や対策も、意味をなさなくなります。お金をかけても改善できないということは、その現場の担当者の無能さを示すことになります。完ぺきな安全は存在しません。最初からそれを求めてはいけません。現場の才覚で小さな改善を積み重ね、より良好な職場環境を造ることが重要です。日本の産業やテクノロジーを底辺から支える「改善提案」を、最高学府である大学にできないはずはありません。



暗い暗いと不満を言うより、自ら明かりをとみましょう

職場における安全を確保し、衛生を保つことによる利益の享受者は、その職場の全員です。同時に、職場の全員はそのための負担と責任を負わなければなりません。できることは実施しましょう。教官はそれを指導しましょう。できないことは啓蒙企画担当や労安準備室（内線 7 1 2 7）にご相談下さい。一緒に考えさせていただきます。

「労働安全衛生法への対策なんて、大学の教官の仕事ではない」といわれる方がいらっしゃいます。その通りです。法律への対策なんて必要ありません。

でも、一般社会の常識に基づきあなたの管理する部屋で事故が起こらないようにすること、そのように指導することは間違いなく大学教官の仕事です。法律はその最低規準です。